

令和7年度 第7回

御殿場市農業委員会総会定例会

議 事 録

御殿場市農業委員会

開催日時 令和7年10月14日(火)午後2時00分から3時40分

開催場所 御殿場市民会館 3階 第7会議室

出席委員 (29人)

1番 鈴木 誠之君	2番 土屋 昌彦君
3番 勝間田 安彦君	4番 長田 薫君
5番 勝間田 公博君	6番 瀬戸 孝雄君
	8番 小宮山 勉君
9番 勝間田 美保子君	10番 勝間田 太住君
11番 長田 守正君	12番 勝又 治彦君
13番 林 忍君	14番 鈴木 洋一郎君
15番 長田 正之君	16番 横山 廣君
17番 勝又 博之君	18番 内田 奨君
19番 小澤 勤君	
21番 宇田川 秀一君	22番 渡邊 一雄君
23番 瀬戸 朝光君	24番 長田 光正君
25番 根上 誠一君	26番 岩田 勉君
27番 芹澤 泉君	28番 中村 善彦君
29番 高田 哲夫君	30番 芹澤 裕治君
31番 齋藤 浩也君	

欠席委員 (2人)

7番 福島 初代君	20番 土屋 壯一君
-----------	------------

#### 議事日程

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 議事録署名人の指名について
- 4 会議書記の指名について
- 5 農地法に関する報告  
報 第12号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について  
報 第13号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- 6 農地法に関する議案  
議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について  
議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定について
- 7 農地中間管理事業の推進に関する法律に関する議案  
議案第29号 農用地利用集積等促進計画(案)について
- 8 その他
- 9 閉 会

#### 農業委員会事務局職員

遠藤 英樹 浅水 隆司 山本 育実 石田 真由美 遠藤 慎也 田代 欣三 杉山 有里

## 会議の概要

- 事務局長      ただ今から令和7年度第7回御殿場市農業委員総会定例会を開会いたします。議案書をおめくりいただきまして、こちらの日程どおりに進行をさせていただきます。
- 会長            --会長挨拶--
- 事務局長      ありがとうございました。  
はじめに諸般の報告をさせていただきます。7番福島初代委員、20番土屋壯一委員が欠席となります。出席委員が過半数を超えており、本会議が成立することを報告します。農業委員会総会会議規則 第4条の規定により、長田会長を議長として進めていただきます。  
会長よろしくお願いたします。
- 会長            これからの進行について、私が議長職を務めさせていただきます。円滑に進めるため委員の皆様にご協力をよろしくお願いたします。着座にて失礼いたします。
- 会長            日程3 議事録署名人の指名ですが、5番勝間田公博委員、6番瀬戸孝雄委員よろしくお願いたします。
- 会長            日程4 会議書記の指名ですが、遠藤書記を指名いたします。
- 会長            日程5 農地法に関する報告に入ります。  
報第12号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について事務局より報告を求めます。
- 事務局        議案書の1ページをお願いたします。  
報第12号 御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により事務局長が専決したので同条第2項の規定により、次のとおり報告する。令和7年10月14日報告。今月の4条の届出は2件です。  
  
(番号1～2について内容の読み上げ)  
  
以上で事務局からの報告を終わります。
- 会長            ただ今、事務局からの報告がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。  
  
(質問、意見等 なし)
- 会長            報告事項でございますので、ご了承お願いたします。
- 会長            続きまして、報第13号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について 事務局より報告を求めます。

事務局

議案書の2ページをお願いします。

報第13号 御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により、事務局長が専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。令和7年10月14日報告。今月の5条の届出は4件です。

(番号1～4について内容の読み上げ)

以上で事務局からの報告を終わります。

会長

ただ今、事務局からの報告がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

整理番号4について、譲渡人と譲受人はどういう関係ですか。

事務局

親子関係であり、譲渡人が娘さんで、譲受人がお母さんになります。

会長

現在同居されていますね。

事務局

はい、同居しています。

会長

わかりました。ありがとうございました。

会長

ほかによろしいですか。

会長

報告事項でございますので、ご了承をお願いします。

会長

日程6 農地法に関する議案に入ります。

議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。

事務局から説明を求めます。

事務局

今回、営農型太陽光発電施設に関する申請が提出されています。3条の整理番号4、5及び農地法5条の整理番号2の案件になります。議案説明に入る前に、営農型太陽光発電施設の概要を説明いたします。

(資料説明)

以上で事務局からの説明を終わります。

事務局

それでは3条の議案の説明に移ります。

議案書の4ページをお願いします。

議案第27号 次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。令和7年10月14日提出。今月の3条許可申請件数は5件です。

まず初めに、議案書の修正を2か所お願いいたします。整理番号4の申請事由の「経営規模拡大のうえ」を「経営規模拡大のため」に修正をお願いします。続いて整理番号5の申請事由の冒頭の「譲渡人」を「譲受人」に修正をお願いします。

番号1（議案書の内容読み上げ）畑 410 m<sup>2</sup>

譲受人は経営規模拡大のため譲渡人より贈与を受けるものです。

整理番号1について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

番号2（議案書の内容読み上げ）田 4,940 m<sup>2</sup>

譲受人は経営規模拡大のため譲渡人より買い受けるものです。

整理番号2について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

番号3（議案書の内容読み上げ）畑 65 m<sup>2</sup>

譲受人は経営規模拡大のため譲渡人より買い受けるものです。

整理番号3について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

番号4（議案書の内容読み上げ）田 2,385.563 m<sup>2</sup>

（申請に係る経緯及び譲受人の現在の営農状況について説明）

譲受人は農地の上空において太陽光パネルが設置されることについて同意のうえ、経営規模拡大のため譲渡人から使用貸借により借り受けるものです。

整理番号4について、農地法第3条第2項第6号の「農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがある場合」に該当するため、許可要件を満たさないと考えます。

番号5（議案書の内容読み上げ）畑 2,390 m<sup>2</sup>

譲受人は営農型太陽光発電のための太陽光パネルの設置にあたり、譲渡人の農地に区分地上権を設定するものです。

整理番号5について、農地法第3条第2項のただし書きの許可基準を満たさないため、許可要件を満たさないと考えます。

以上で事務局からの説明を終わります。

会長

続きまして、整理番号1について担当委員より調査結果の報告を求めます。

担当委員

農地法第3条の規定による許可申請について調査をしましたので報告いたします。調査日は令和7年10月5日です。調査場所は、譲受人とは現地で、譲渡人とは電話

にて行いました。

申請行為につきましては、本人が申請したものであり、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。

権利の設定、移転等の内容は、譲渡人は申請地を相続によって取得しましたが、結婚後県外に住居を構え、耕作管理することが非常に困難であり、長年親族である弟が管理をしておりました。このような状況の中、譲渡人が申し入れを行い、土地の所有権を無償で譲り受けるため、申請に及んだものです。

効率的利用について、譲り受ける農地は、これまで畑として利用され、自宅から車で2分程度の場所にあります。農作業従事については25年の経験があります。現在本人一人で農作業に従事し、農機具はリースをしているそうです。

耕作管理計画について、譲り受ける農地はこれまで畑として利用されており、引き続き畑として利用するため、周辺の農地の利用に影響を及ぼすことはないと考えます。

転貸しはありません。

地域との調和について、現地の農業利用について、今までどおり地元の取り決めに遵守し、農作業を行います。

以上となります。何卒ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

整理番号2について担当委員より調査結果の報告を求めます。

担当委員

調査日は令和7年10月8日です。調査場所は現地で譲受人と話しました。譲渡人とは電話にて確認いたしました。

申請行為について、本人が申請したものであり、内容に間違いはありません。

権利の設定について、譲受人は、経営規模拡大のため、農業規模を縮小したいと考えていた譲渡人から農地を買い受けるための申請です。

効率的利用については、取得する農地は自宅から2kmほどで、車で10分程度です。農作業従事者は本人と2名で、本人夫婦は40年の経験があります。農機具については、トラクター、軽トラックを所有しております。申請地ではそばを作る予定ですが、コンバイン、乾燥機については、当分の間は妻の実家のものを借りるそうです。新たに取得する農地は畑として活用されており、今後も畑として利用し、そばを作付けする予定です。以上のことから、効率的に耕作管理されると思われます。

転貸しはありません。

地域との調和については、地域農業集落の取決めに従い、支障のないように耕作を行うとのことです。

以上となります。よろしくお願いいたします。

会長

整理番号3について担当委員より調査結果の報告を求めます。

担当委員

調査結果を報告します。

調査日は令和7年10月4日です。調査場所については、譲渡人は電話で、譲受人は現地で行いました。

申請行為について、本人が申請したものであり、内容に間違いはありません。

権利の設定、譲受人は、先代の時に売買予約をしているとのこと。今後は譲受人

が耕作していくとのことでした。

効率的利用について、取得する農地は自宅から 100mほどで、徒歩 2 分の場所です。農作業従事者は本人夫婦です。本人夫婦は農業経験が 15 年あるとのことでした。農機具につきましては、トラクター、田植機、コンバインを所有しており、水稻のほかキャベツ、さつまいもを作付けしており、新たに取得する農地もしっかり耕作管理されると思われ

ます。耕作管理計画は、新たに取得する農地は粟を作付けし、余った場所は畑として耕作していくとのことでした。

転貸しはありません。

地域との調和、地域の取り決めに従い支障のないように耕作をするとのことでした。

以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

整理番号 4、5 について担当委員より調査結果の報告を求めます。

担当委員

整理番号 4 について報告します。

調査日は令和 7 年 1 0 月 1 1 日です。譲渡人は電話で確認いたしました。譲受人は令和 7 年 1 1 月 1 4 日に現地で確認いたしました。

申請行為について、双方本人が申請した内容で間違いはありません。

権利の設定、移転等の内容は、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人が保全管理していた農地を借り受けるための申請です。

効率的利用については、借り受ける農地については、近隣にも譲受人が借り受けた農地があり、効率的に耕作管理されると思われ

ます。耕作管理計画は、すだちを作付けする計画をしております。

転貸しはありません。

地域との調和については、地域農業集落に支障のないように、耕作を行うとのこと

です。その他ですが、本事業については、9 月 2 5 日に開催された地域計画に係る協議の場において、営農型太陽光発電施設の設置についての合意が得られておりません。

続きまして整理番号 5 について報告します。

調査日は令和 7 年 1 0 月 1 1 日です。譲渡人は電話で確認いたしました。譲受人は令和 7 年 1 1 月 1 4 日に現地で確認いたしました。

申請行為について、双方本人が申請した内容で間違いはありません。

権利の設定、移転等の内容は、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人が保全管理していた農地を借り受けるための申請です。

効率的利用については、借り受ける農地については、近隣にも譲受人が借り受けた農地があり、効率的に耕作管理されると思われ

ます。耕作管理計画は、すだちを作付けする計画をしております。

転貸しはありません。

地域との調和については、地域農業集落に支障のないように、耕作を行うとのこと

です。その他ですが、本事業については、9 月 2 5 日に開催された地域計画に係る協議の場

において、営農型太陽光発電施設の設置についての合意が得られておりません。

会長

事務局及び調査員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

委員

9月25日に営農型太陽光についての協議がありました。その際に合意に至らなかったため、改めて現地確認に行ってきました。

協議の時から危惧していましたが、周囲の農業者の方から、大雨が降った時、周囲の側溝の水が溢れ、道路を越えて周りの田畑に雨水が流れ込んでしまう、土砂が流れ込むという声があがっていました。申請人の方は、それは知らなかったということで、確認するとのことでした。太陽光事業者としてだけでなく、営農者としても申請しているわけですので、自分で耕作する予定の土地やその周りから水が溢れ、下流の道路や農地にまで流れ込んでいる状況であれば、自分でまず対応しようと思うのではないかと思います。

また、現地を見た際には、営農があまりなされていないという印象を受けました。今回の申請の隣地にも大規模な営農型発電設備が設置されていて、これも同じ方のようにです。営農型と言っているにもかかわらず、部分的にしか作付けがされていないようでした。防草シートのような物も敷かれており、これは何ですかという質問が出ましたが、その答えは、営農は別の会社がやっているのだから分からないということでした。確かに上の太陽光は今回の申請者で、下の農地は別の会社が営農しているようです。

営農型太陽光発電と言うからには、農地と太陽光は一体で適正に運営していく必要があると考えています。営農型太陽光をやって、農地に作付けされていないならば、営農者に指導する必要があると思います。

申請地の周囲にもいくつか営農型太陽光発電施設が存在し、同じ会社でやっているようですが、そちらも作付けはされていないようです。同じような状況です。

営農計画の中では、柑橘系の物を植えると言っていましたが、天候に合わない作物ではないかなという話もありました。営農者としては、申請上は何年か経験があるとのことですが、営農が十分に行われるかとも疑問であり、そのような印象を受けました。

会長

ありがとうございました。  
ほかにご意見、ご質問等ございませんか。

委員

4番と5番だけの話ですが、協議の場に参加させてもらいました。水が出てしまうということで、非常に地元の方が困っていました。何で水が浸透しないのか疑問でしたが、現地を見ましたら、営農型にもかかわらず防草シートを全面に敷いてありまして、水が浸透しにくいようになっていると思いました。通常は、防草シートは斜面に敷いて、後はトラクターで耕運したりしておけば、水は浸透するかなと思います。逆に土手は雑草が生えていて、手入れは行き届いていない。平らなところだけ、防草シートを貼っているような格好でした。水の問題については農業委員会とはそんなに関係あるかどうか、分かりませんが、地元の方は非常に困っていました。

また、別の場所では、桑の葉を栽培しお茶にするということであったため、自分も調べてみたところ、鳥取の方で頑張っているところがあるようで、写真も見ました。

申請者の営農型発電施設では、桑の苗が植えられているところもあり、頑張っている

部分もありましたが、ほとんどが、営農しているのか疑問を感じるような場所でした。特に防草シートを敷いてあるのは、本当に畑として使う気があるのかと思いました。以上です。

会長                   ありがとうございます。

会長                   ほかにご意見、ご質問等ございませんか。

委員                   現地にて立ち合いをさせていただきました。業者の方の話を聞いていますと、水が出たとか、地元の方が困っていると話を出されても、自分のところは責任がないというような言葉が出てきています。申請人ですから、やはり地元の問題を責任持って解決し、それから申請をするのが順当かなと思います。問題がない場所で自分達が事業するという自覚が必要だと思います。地元の色々な問題を解決してから申請をするよう、指導が必要かと思いました。

会長                   ありがとうございます。  
ほかにご意見、ご質問等ございませんか。

委員                   営農型の太陽発電施設の取り扱いということで、本日配布された冊子の中にも記載があります。令和6年4月1日に法改正があり、先ほど言われた地域計画の区域内の農地の利用集積等に支障があるものや協議の合意が得られていない場所については、認めるべきではないということと、他の市町村も含めると、過去に営農型でやられているものが本来の営農型ではなく、太陽光だけを目的として収益を上げる業者が多発しております。その意味では、営農をしっかりとやっていて、実績がある者かを確認する必要があると思います。この改正の趣旨を重視して判断していただきたいと思います。以上です。

会長                   ありがとうございます。

委員                   営農型太陽光発電事業は、メリットとすれば固定資産税の軽減につながるということで、業者とすれば、それを理由に土地が借りやすくなる、事業がしやすくなるという面があると思います。営農型というのは、今後増えていくと思います。営農型の本来の目的は、農業生産を上げるための事業であると思います。今回のものは、営農がおろそかになっていると感じられます。事業者には理解していただいて、今後の事業を進める上での参考にしていただきたいと考えています。今回の件については、昨年法改正があって、協議の場の合意が得られないのであれば、仕方がないと思います。これから合意していただけるように、努力してもらいたいと考えております。以上です。

会長                   ありがとうございます。  
ほかにご意見、ご質問等ございませんか。

会長                   それでは採決に入りたいと思います。  
ただいま、整理番号4番及び5番の決定について、委員から意見がございました。つ

きましては、本議案の採決にあたっては申請案件ごとに個別で採決をとる形でよろしいでしょうか。

(異議なし)

会長 それでは、整理番号1について、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長 整理番号2について、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長 整理番号3について、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長 整理番号4について、賛成の方は挙手願います。

(全員不挙手)

会長 賛成の方はいないようです。

ただ今出た意見を踏まえますと、地域計画の達成に支障が生じるおそれがあると認められ、周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがあることから、農地法第3条第2項第6号に該当していると判断されます。よって、整理番号4につきましては、不許可とすることに決定いたします。

会長 整理番号5について、賛成の方は挙手願います。

(全員不挙手)

会長 賛成の方はいないようです。

ただ今出た意見を踏まえますと、本案件に係る権利の設定を行った場合、申請地又はその周辺の農地等の営農条件に支障を生ずるおそれがあるため、農地法第3条第2項ただし書きの許可基準に該当しないものと判断されます。よって、整理番号5につきましては、不許可とすることに決定いたします。

会長 続きまして、議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定についてを議題とします。

事務局から説明を求めます。

事務局 議案書の6ページをお願いします。

議案第28号 次のとおり農地法第5条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。令和7年10月14日提出。今月の5条許可申請は2件です。

番号1（議案書の内容読み上げ）田 567 m<sup>2</sup>

転用内容は、賃貸借による駐車場17台の設置です。

農地の区分は、用途地域から500m以内にあり、かつ農地の集団性が10ha未満のため、第2種農地に区分されます。本申請地は、元々は農用地区域内農地でありましたが、令和7年8月26日付で農用地区域からの除外が完了しております。

番号2（議案書の内容読み上げ）畑 4.437 m<sup>2</sup>

転用内容は、賃貸借による営農型太陽光発電施設の設置です。太陽光パネル用の杭及びキュービクルが設置される部分について、10年間の一時転用を行うものです。なお、下部の農地には、すだちを作付けする計画となっております。

農地の区分は、農用地区域に区分されます。

先ほどの議案第27号の審議の際にご説明したとおり、本申請地につきましては、地域計画の区域内の農地であるため、一時転用許可申請に先立ち、9月25日に協議の場を開催いたしました。営農型太陽光発電施設の設置について、地域の合意が得られておりません。

以上で事務局からの説明を終わります。

会長 続きまして、整理番号1について担当委員より調査結果の報告を求めます。

担当委員 説明させていただきます。調査日は令和7年10月8日です。譲受人に現地に来ていただいて、説明を聞きました。譲渡人は高齢のため、電話にて対応いたしました。

申請の内容です。双方ともに本人が申請したもので、内容に間違いありませんでした。

転用理由です。譲受人は、今年1月に本社を現在の場所に移転し、事務所に加え洋菓子店兼飲食店を開店いたしました。元々ビジネスホテルでありまして、宿泊者用の駐車場であった場所を来客用として使用することに伴い、従業員用の駐車場用地が不足したため、新たに設置する必要があり、申請に至りました。

資金につきましては、土地の整地費が100万円あまりですが、全て自己資金で対応するとのことでした。

他の権利者の同意につきましては、他の権利設定はありませんでした。

転用時期ですが、許可後、すぐに着工したいということでございます。

他法令につきましては、抵触することはないと思われまます。

転用面積は490 m<sup>2</sup>になりますが、事業目的からして適正であると考えます。

周辺への影響につきましては、周辺への影響はないものと思われまます。万が一被害

が発生した場合につきましては、責任を持って対応するとのことです。

以上で説明を終わります。

会長

続きまして、整理番号2について担当委員より調査結果の報告を求めます。

担当委員

調査日は令和7年10月11日です。譲渡人は電話で確認いたしました。譲受人は14日に現地で確認いたしました。

申請について、譲受人、譲渡人、本人が申請したもので、内容に間違いありません。

転用理由は、農地利用型太陽光発電パネルの設置であり妥当だと考えます。

資金は、銀行からの借り入れで対応するとのことです。

他の権利者の同意については、他の権利設定はありません。

転用時期については、許可後すぐに着工したいとのことです。

他法令については、他法令による許可は必要ないと考えます。

転用面積は、事業目的から考えて適正であると考えます。

周辺への影響、水路を整備し斜面に防草シートを張り土砂の流出を防ぎ、万一被害があれば責任をもって対処しますとのことです。

その他、9月25日の営農型太陽光発電設置に係る協議の場においては、合意を得られていません。

以上です。

会長

事務局及び調査員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

それでは、本議案については、先ほど不許可相当と判断をした議案第27号 整理番号4及び5と同一事業の申請が含まれるため、本議案の採決におきましても、個別で採決をとる形でよろしいでしょうか。

(異議なし)

会長

整理番号1について、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長

整理番号2について、賛成の方は挙手願います。

(全員不挙手)

会長

賛成の方はいないようです。それでは、これまでに出た意見を踏まえますと、他の場所の営農型太陽光発電施設において、適切な営農が行われておらず、本計画地について

も、すみやかに申請に係る用途に供する見込みがないこと、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められること、また、地域計画の協議の場において合意が得られていないことから、農地法第5条第2項第3号、同条同項第4号及び同条同項第5号に該当していると判断されます。よって整理番号2につきましては、不許可とすることに決定いたします。

会長 次に日程7 農地中間管理事業の推進に関する法律に関する議案に入ります。  
議案第29号 農用地利用集積等促進計画（案）について 事務局から説明を求めます。

事務局 議案書の7ページをお願いします。  
議案第29号 農用地利用集積等促進計画（案）について 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3号の規定による農用地利用集積等促進計画の案を別紙のとおり作成したので、委員会の決定に附す。令和7年10月14日提出。  
議案書8ページの議案第29号別紙資料 農用地利用集積等促進計画（案）一覧表をご覧ください。

本議案における計画は農地中間管理事業による利用集積等促進計画が1件で、合計面積は2,268㎡、農地を転貸しする者は静岡県農業振興公社です。

番号1（議案書の内容読み上げ） 3筆 2,268㎡

以上で事務局からの説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

会長 ただ今説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

委員 借り手が市外の方ですが、どうやって耕作をするのか説明いただきたいと思います。

事務局 奥さんが市内に住んでいまして、レストランを経営しています。ご主人は市外で仕事をしていますが、休日はこちらに来て農作業を行うとのことでした。

会長 農業をやる人は誰ですか。

事務局 農業は本人と奥さんの2人で行います。

委員 奥さんが中心になって耕作をするということですか。

事務局 はい。

委員 奥さんの名前にしたほうが良いのではないですか。

事務局 奥さんが外国の方で、市内に在住しておりますが永住権はまだ持っていません。3年

間の在留期間がありますが、3年ですと10年間の耕作は出来ないということで、ご主人が借り手となります。現在奥さんも永住権を取得する申請をしまして、特に問題はないと判断しております。

会長 一人でやるのは、大変ですよ。機械はあるのか。

事務局 機械は、管理機を所有しております、あとは手作業で行うということです。市外の農地で2反ほど野菜を作っている経験があるということです。

会長 御殿場に来た理由はわかりますか。

事務局 そこまでは確認していません。

会長 なぜ、市外で農地を借りないのか。

事務局 ご主人が市外在住で歯科医師をされているのですが、奥さんが御殿場で仕事をしている関係で、こちらで農地を借りることになったそうです。

会長 分かりました。

挙手する委員は、いろんな情報が欲しいわけですが、委員が納得する説明をお願いします。

事務局 承知しました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

会長 ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長 無いようなので、採決に入りたいと思います。

本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

これもちまして、全ての審議が終わりましたので、事務局にお返しします。

事務局 (連絡事項)

1. クールビズ終了のお知らせ
2. 11月29日の地域計画座談会について(富士岡地区)
3. 農家相談の手引きの配布について
4. 日本農業新聞記事について(会長より情報提供)
5. 全国農業新聞記事(岩手県 金ヶ崎町)先進地活動事例の紹介・協議について

6. 農業会議情報のご案内
7. 次回総会 11月12(水)午後2時00分  
御殿場市民会館 3階 第7会議室
8. 2回目の営農型太陽光に係る協議の場について

事務局長

皆様方から連絡事項等ございますでしょうか。

それでは長時間に渡りありがとうございました。

以上をもちまして、令和7年度第7回御殿場市農業委員会定総会定例会を閉会いたします。

議 長

\_\_\_\_\_

議事録署名人

5番

\_\_\_\_\_

議事録署名人

6番

\_\_\_\_\_